

総合評価の評価項目

総合評価における評価項目は以下のとおり。

評価項目	評価の着目点				評価のウェイト	
	判断基準					
配置予定管理技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は建設部門） ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・（一社）全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者（Ⅰ）、公共工物品質確保技術者（Ⅱ） ②以下のいずれかの資格を有するもの ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る。）	① 4 ② 2
	継続教育取組実績				CPDの取得状況	1
	専門技術力	業務執行技術力	平成21年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ・また、左記の期間に、出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。	① 5 ② 3	
	情報収集力	地域精進度	平成21年度以降の同種又は類似業務の当該事務所等・周辺での業務実績	下記の順位で評価する。 ①当該事務所等管内における同種又は類似業務実績がある。※1 ②当該事務所等が所在する都県に隣接する都県（整備局管内）における同種又は類似業務実績がある。 ※2 ③当該整備局管内における同種又は類似業務実績がある。※3	① 5 ② 4 ③ 3 ④ 2 ⑤ 0	

					<p>④当該事務所等が所在する都県に隣接する都県（整備局管外）における同種又は類似業務実績がある。※4</p> <p>⑤ ①、②、③、④以外</p> <p>・また、左記の期間に、出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。</p>	
配置予定担当技術者の経験	担当技術者	専門技術力	業務執行技術力	平成21年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>※複数の配置予定担当技術者が申請された場合は、申請された配置予定担当技術者の上位1名の評価値とする。</p> <p>①同種業務の実績がある。</p> <p>②類似業務の実績がある。</p> <p>③①、②以外</p> <p>・また、左記の期間に、出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 0</p>
実施方針	業務理解度				業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
	実施体制				<p>下記の場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 配置技術者（管理技術者は対象外）の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 発注者からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。 	20
技術提案	本業務における留意点			的確性	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する	20
				実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	10

賃上げの実施に関する評価	大企業	令和6年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和6年（暦年）において※6、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たり※の平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員5に表明している場合。	5
	中小企業等※5	令和6年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和6年（暦年）において※6、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。	
合計（技術評価の配点合計）			85

賃上げ表明書の評価（加点）を実施する適用期間については関東地方整備局ホームページ (<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000227.html>) に掲載している。

- ※1 「当該事務所等管内」とは、栃木県内とする。
- ※2 「当該事務所等が所在する都県に隣接する都県（整備局管内）」とは、茨城県・群馬県・埼玉県内とする。
- ※3 「当該整備局管内」とは、千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県内とする。
- ※4 「当該事務所等が所在する都県に隣接する都県（整備局管外）」とは、福島県内とする。
- ※5 「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。
- ※6 経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

予定価格	25,780,000	(消費税抜き)
調査基準価格	20,620,000	(消費税抜き)
価格点の満点	30	

入札調書(総合評価落札方式)

- 1. 件名 R6日光砂防事務所施工体制調査業務
- 2. 所属事務所 日光砂防事務所
- 3. 入札日時 令和6年3月6日 09:30~

業 者 名	技術評価点の内訳					履行確実性度	技術評価点 合計(A)	第1回			備考	摘要
	予定技術者の 資格及び実績 等	予定技術者の 成績及び表彰	賃上げの実施 に関する評価	実施方針	評価テーマ			入札価格	価格評価点(B)	評価値 (A)+(B)		
評価のウェイト	14.1	0.0	3.5	21.1	21.1		60.0000	—	30.0000	90.0000	履行確実性評価後、令和6年4月1日 付けで落札決定した。	
三展ミネコンサルタント(株)	14.1		3.5	17.2	14.9	1.00	49.8352	20,620,000	6.0046	55.8398		落札
日本振興(株)	14.1		3.5	13.5	14.0	1.00	45.2470	20,620,000	6.0046	51.2516		

※「技術評価点の内訳」の各項目の評価点は小数第2位を切り捨てて算出しているため、各項目の和に「履行確実性度」に係る係数を乗じたて求めた値と、技術評価点合計(A)の値は合致しません。

※評価値(A)+(B)は、端数処理を行う前の技術評価点と価格評価点の和に対し、少数第5位以下を切り捨てて算出しているため、技術評価点合計(A)+価格評価点(B)と合致しない場合があります。

入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。